

## 『日本通信教育学会 研究論集』投稿規定

(2021年10月9日)

- 1) 本誌が受け付ける論文・研究ノート・実践報告は、通信教育、遠隔教育等の論文としてふさわしく、一定の水準に達しているものとする。
- 2) 本誌の受け付ける論文等のカテゴリーは以下の3種類とする
  - a) 論文  
論文とは、通信教育に関する独創的な研究結果、新規的な方法・結果等で、通信教育に関する学問の発展に役立つ内容を、論理的かつ客観的に記述したもの、または通信教育、遠隔教育の実践に貢献できる問題提起と意義があり、通信教育、遠隔教育の実践を進展しうる独自の成果を、論理的かつ客観的に記述したものを指す。
  - b) 研究ノート  
研究ノートとは、論文に準じたものを指す。
  - c) 実践報告  
実践報告とは、通信教育に関して、実践の方法と成果を明確に記述したもので、通信教育の実践の進展に寄与しうるものとする。
- 3) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員（新入会の者は入会手続を済ませた者）であり、当該年度の会費を納入している者とする。執筆者が複数いる場合は、内1名は学会の会員であることとし、投稿は会員が行うこと。
- 4) 論文等は、和文で未発表のものとする。
- 5) 執筆要領は以下のとおりとする。
  - a) 投稿論文は Word で作成し、A4 横書き、42 字×36 行で記載するものとする。見出しの前後には 1 行のスペース、小見出し、注、引用文献の場合は、前に 1 行のスペースを入れること。本文には氏名は入れないこと。
  - b) 原稿の枚数は、論文、研究ノートでは 17 頁以内、実践報告では 8 頁以内とする。論文の分量には、本文、図、表、注、引用（参考）文献等を含める（要旨は含めない）。
  - c) 論文、研究ノートにおいては、本文原稿と別に、以下を示した別紙を添付すること。
    - ①タイトル
    - ②500 字以内要旨
    - ③5 語以内のキーワード
  - 6) 投稿者は以下の送付物をメールにて日本通信教育学会事務局宛に送信するものとする。
    - a) 投稿原稿（表紙を含む）：所属機関、氏名は記載しない。
    - b) 投稿票：題目届提出後、学会より送られる様式を利用すること。
    - c) 過去に目的・方法・知見の観点で類似する論文等を執筆・発表している場合、その論文等。
    - d) 上記 c) がある場合には、投稿論文におけるそれらとの共通点と相違点を記載した 文書（様式自由、1 枚以内）。
  - 7) 論文等の投稿締切日は、当学会の定める日とする。投稿にあたっては事前に題目届を届け

出るものとする。なお、題目届および投稿の締め切り日は別途、学会報および学会ホームページにて告知する。

- 8) 投稿論文の採否は、査読委員会による審査により決定する。論文および研究ノートについては、査読委員会による審査により種別を決定する。
- 9) 査読委員会は、役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。
- 10) 論文の著作権の取り扱いは、以下の通りとする。
  - ・『日本通信教育学会 研究論集』に掲載決定した論文等（書評を含む）の著作権は、日本通信教育学会に帰属する。
  - ・論文等の投稿に際しては、著者（すべての共著者を含む）は、掲載決定後の著作物の著作権が日本通信教育学会に帰属することに同意しているものとみなす。
  - ・著者本人が論文等の著作物を利用（著者自身の出版物への掲載・転載、インターネット等による公衆送信、複写配布、抄録の作成など）する際は、日本通信教育学会に対して許諾申請や連絡をせずに利用できるものとする。ただし、『日本通信教育学会 研究論集』と出典を明記し、掲載年度および頁を記載する。

## 『日本通信教育学会 研究論集』査読基準

(2021年10月9日)

### 1) 論文・研究ノート

- (1) 研究の意義：通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているもの。
- (2) 独自性：先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果をあげているもの。
- (3) 論理性：提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。
- (4) 客観性：資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。
- (5) その他：以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

### 2) 実践報告

- (1) 通信教育に関する実践として意味があること。
- (2) 実践上の視点・方法・工夫などが盛り込まれ、説得力があること。
- (3) 通信教育の実践の進展に寄与しうること。
- (4) 以上のほか、「実践報告」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。